

美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針

美浦村立小中学校における児童生徒の携帯電話及びスマートフォン（以下携帯電話等という）の学校への持ち込みについては、携帯電話等の普及を勘案し児童生徒と保護者の連絡手段を確保する観点から、以下のとおり取り扱うこととする。

1 携帯電話等の取り扱い

美浦村立小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話等の持ち込みは、教育活動に直接必要のないものであることから禁止する。

2 例外的に携帯電話等の持ち込みを認める場合

但し、以下の場合に限り携帯電話等の持ち込みを認めることとする。

（１） 保護者から、携帯電話等の持ち込みについて申し出があった場合など特別な事由による場合。

（２） 持ち込んだ携帯電話等は、学校到着時に担任等の教職員が預かり、帰宅するまでの間は電源を切って各学校の鍵をかけられる場所に保管すること。

3 保護者への周知

各学校は、取り扱い方針について、毎年、児童生徒並びに保護者に周知する。